

供託の場合(第一号様式)①

第一号様式(第五条関係)

(A4)

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のと
おり届け出ます。

令和7年 4月 ●●日

届出時の許可番号

東京都(特一●)第●●●●号

商号又は名称

都庁建設株式会社

郵便番号

●●●-●●●●

主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿●丁●番●号

氏名

都庁 太郎

電話番号

●●-●●●●-●●●●

ファクシミリ番号

●●-●●●●-●●●●

現在有効な建設業許可番号を記入

押印は不要です。

東京都知事 殿

記

1 基準日

令和7年 3月31日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅
又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

イ 1

供託に係る新築住宅の戸数(55㎡以下と共同請負の戸数を除く。)を記載

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅(令第3条第
1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数

ロ 120

床面積55㎡以下の戸数(共同請負の戸数を除く。)を記載

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ × 0.5)

ハ 60

基準日は毎年3月31日です。
直近の(届出を行う)基準日を記載

「建設新築住宅」とは、期間中に引き渡した全ての
新築住宅から保険契約が付された住宅を除いたもの

供託の場合(第一号様式)②

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

共同請負の戸数(55㎡以下の戸数を除く。)を記載

ニ	15
---	----

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
75%	15	11.25
合計戸数	ニ 15	ホ 11.25

負担割合ごとの合計戸数を記載

特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

共同請負の戸数(55㎡以下の戸数)を記載

へ	0
---	---

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

特例の適用前戸数×自社の瑕疵負担割合×0.5

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ+ハ+ホ+ト=チ

72.25

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建築新築住宅の合計戸数

リ

152.25

[1の基準日前の10年間に届け出た戸数(本様式「チ」の合計)]+[今回の届出書「チ」に記載する戸数]を記載

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

基準額=「リ」×乗ずる金額+加える金額
(2ページ参照)

105,225,000円

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
東京法務局	平成●●年3月30日	第●●●号	80,000,000円
東京法務局	令和●年3月22日	第●●●号	9,000,000円
			(計)又 89,000,000円

当該基準日まで供託した全てについて記載
(2-5と2-6も同じ)

供託の場合(第一号様式)③

割合:国債証券 100%
地方債証券・政府保証債 90%
上記以外 80%

2-5 有価証券(振替国債を除く。)の供託										
供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
東京法務局	平成●●年 3月30日	●●	●●	第●回	83 ~133	50枚	20万円	10,000,000円	80%	8,000,000円
東京法務局	平成●●年 3月22日	●●	●●	第●回	312 ~332	20枚	10万円	2,000,000円	100%	2,000,000円
東京法務局	令和●●年 3月24日	●●	●●	第●回	105 ~125	20枚	10万円	2,000,000円	90%	1,800,000円
割引債の場合 (額面金額-発行金額) ×(発行の日から供託の日までの年数+4) 発行の日から償還の日までの年数								(計) 14,000,000円		(計)ル 11,800,000円

2-6 振替国債の供託				
供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
東京法務局	令和●●年3月20日	第●●●●号	●●●●●	5,000,000円
				(計)ヲ5,000,000円

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額
ヌ+ル+ヲ = 105,800,000円

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
(株)●●住宅保証	25
合計戸数	25

供託のみの場合は、
「全て供託のため省略」と記載

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数
161

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3の合計戸数」を記載

- 注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
- 注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。